

学校法人跡見学園コンプライアンス推進規程

令和7年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、学校法人跡見学園（以下「学園」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、学園の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「役職員」とは、学園の役員及び教職員をいう。

2 この規程において、「コンプライアンス」とは、役職員が、確固たる倫理観をもって学園の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に学園の業務を遂行するため、法令及び寄附行為その他の学園の諸規程を遵守することをいう。

3 「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含むものである。

4 「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、学園が文章により定めた規範を含むものである。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学園のコンプライアンス推進の最高責任者として、すべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス違反の不正を未然に防止し、不正の速やかな調査と是正を図るとともに、リスク管理を含むコンプライアンスに関わる役職員への研修、教育及び啓発活動を継続して実施する等により、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、学園の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 役職員は、学園の業務及び職務の執行に関し、法令、寄附行為若しくは学園の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

(コンプライアンス推進委員会の設置)

第5条 理事長は、第3条に定める責務を果たすため、次に掲げる事項を審議するコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(1) コンプライアンスを推進し管理する体制を整備し、基本方針の見直しに関すること。

(2) 不正行為の防止及び再発防止等に関わる役職員への研修、教育及び啓発計画を樹立し、実施すること。

- (3) コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに理事会に報告し、迅速に対応する措置を講じること。
 - (4) コンプライアンス違反事案を検証し、不正行為の防止及び再発防止策を樹立し、実行するための方策。
 - (5) この規程を含むコンプライアンスに関する規程全体の運用状況を点検し、コンプライアンスに関する規程体系を整備すること。
 - (6) その他コンプライアンスを推進するため、必要であるとして理事長から諮問された事項
- 2 委員会の委員長を理事長とし、構成員は、次に掲げる者を委員とする。
- (1) 学校法人跡見学園寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）第2条第1項及び第2項の規定による経営会議の構成員
 - (2) 法人事務局総務部長（不在の場合は総務課長とする。）
 - (3) 企画室職員 1名
- 3 委員会の招集及び議長については、施行細則第3条を準用する。
- 4 委員会の議決方法は、施行細則第5条を準用する。もって、第2項第2号及び第3号の構成員を除く3分の2以上が出席し、出席した構成員の過半数をもって決する。
- 5 委員会の事務は、総務部総務課が行う。
- （別に定めのあるコンプライアンスとの関係）

第6条 コンプライアンスのうち、ハラスメントの防止、個人情報の取り扱い、公的研究費の適正管理、研究活動上の不正防止等に関して、学園の規程においてその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

（相談・通報の窓口）

- 第7条 役職員及び在学生その他の利害関係人は、学園のコンプライアンスに関して相談し、又はコンプライアンス違反があると思料する場合には、学園に、相談又は通報（以下「通報等」という。）することができる。
- 2 コンプライアンス違反に係る通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷その他の不正の目的で行ってはならない。また、他人の正当な利益を害することのないよう努めなければならない。
 - 3 第1項の通報等に対応するため、監査室を通報等の窓口（以下、「受付窓口」という。）に指定する。
 - 4 前項に定める受付窓口の他、通報等に対応するため外部窓口（以下、「受付窓口」という。）を指定し、ホームページに公開する。
 - 5 前条に定める個別の規程に対応が定められているコンプライアンス違反は、前項に定める受付窓口において、所轄の窓口に応じ渡しをする。
 - 6 公益通報者保護法の対象となる学園の役職員、派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前1年以内に

学園の職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。)からの通報等による通報事実の調査及び通報者の保護等については、「学校法人跡見学園公益通報に関する規程」に定めるところによる。

- 7 前項に定める公益通報者保護法の対象とならない在学生その他の利害関係人からの通報等による通報事実の調査及び通報者の保護等については、次条から第 15 条に定めるところによる。

(通報の方法)

第 8 条 通報は、氏名及び連絡先等を明らかにしたうえで、電話、電子メール、FAX、書面、面談等によって行うものとする。なお、特別の事情があるときは、匿名で通報を行うことができる。

(通報に対応するための体制整備)

第 9 条 学園は、第 7 条第 7 項に定める通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。

- 2 前項に係る業務執行の責任者は、理事のうちから理事長が指名した者（以下「担当理事」という。）とし、その執行状況を理事長に報告する。
- 3 理事長は、通報された事案に関係する者、通報に係る業務の公平な実施を阻害するおそれのある者を担当理事に指名してはならない。

(通報事実に関する調査等)

第 10 条 受付窓口は、通報を受け付けた場合、直ちに理事長及び監事に報告し、理事長は速やかに担当理事を指名する。

- 2 理事長は、通報の内容が、学園の役員の法令等違反行為に係るものである場合は、監事との間で、その後の対応方針について協議を行うものとする。
- 3 受付窓口は、通報された事案について第 1 項による担当理事へ報告する。
- 4 担当理事は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実がコンプライアンス違反に該当しないものであると認められるときを除いて、監査室とともに速やかに調査を開始しなければならない。
- 5 担当理事は、前項により調査を開始する場合、理事長及び監事へ報告するものとする。
- 6 担当理事は、通報者に対し、通報を受け付けた旨及び調査の開始の有無について通知する。ただし、匿名による通報の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 7 担当理事及び監査室は、通報された事案について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。
- 8 理事長は、通報された事案に関する事実関係を調査するために必要な委員会を設置することができる。
- 9 担当理事は、通報された事案について、その取扱いが高度な専門性を要すると判断した場合は、理事長の承認を得て、外部に意見を求めることができる。
- 10 調査対象部署及び関連部署の責任者及び調査対象者は、通報された事案に関する事実関係の調査を行う担当理事、監査室職員及び前項の委員会委員（以下「委員」という。）から協力を求められ

た場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（報告）

第 11 条 担当理事は、通報の調査に当たっては、個人情報の保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況及び結果を遅滞なく理事長及び監事に報告しなければならない。

2 理事長は、調査の結果、コンプライアンス違反の事実が確認された場合、速やかに理事会に報告するものとする。

（是正措置等）

第 12 条 学園は、調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び規程に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他適当な措置を執らなければならない。

（通報者への結果通知）

第 13 条 担当理事は、通報者に対して、当該通報対象事実の有無、法令等違反行為その他不正行為が明らかになった場合の是正措置等について、速やかに通知しなければならない。ただし、通報が匿名によって行われた場合及び通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止）

第 14 条 学園は、コンプライアンスに関し相談し若しくはコンプライアンス違反の通報をしたこと又はコンプライアンス違反に関する調査に協力したことを理由に、当該通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（通報者等情報の取扱い）

第 15 条 通報窓口及び調査の業務に関与した者は、コンプライアンスの相談者又はコンプライアンス違反の通報者の氏名その他の通報者を識別することができる情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（懲戒処分等）

第 16 条 コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者は、就業規則その他の規程に従って懲戒処分等の措置を行うものとする。

2 犯罪に該当する行為又は過料対象となる行為を行った者については、捜査機関への告訴・告発又は所轄庁への通告・報告を行う場合がある。

（コンプライアンスのための教育）

第 17 条 学園は、役職員に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修を定期的実施するものとする。

（監査）

第 18 条 監事及び監査室は、コンプライアンスの観点から監査する。

2 監査は、「学校法人跡見学園監査規程」に定めるところにより行う。

（点検・改善）

第 19 条 学園は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

(改廃等)

第 20 条 この規程の庶務は、総務部総務課が行う。

第 21 条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。